

10月21日までに単位会で声を上げましょう

日弁連執行部は、法テラス問題に対する総会決議案を単位会に意見照会しており、**その回答期限は10月21日まで**とされています。

みなさん、法テラスに対して意見はないでしょうか？弁護士に責任のない事情で事件が終了した時に不合理に着手金の返還を求められたり、煩雑な手続きや書面を求められたり、挙句の果てには依頼者からの報酬の取り立てをさせられてはいないでしょうか？

全国の弁護士の声を結集して、法テラスに改善を求めるチャンスは、いまだです。

日弁連は、正々堂々と報酬基準の適正化を訴えるべきです

日弁連の総会決議案でも弁護士報酬の適正化に触れてはいますが、扱いが小さすぎます。

本来であれば、法テラスの歴史を語る冒頭から、**弁護士が手弁当で法律扶助協会を運営し、だからこそ低廉な報酬基準に甘んじてきたこと、国が運営する以上は適正な報酬を支払うべきこと**を強く訴えるべきです。

そして、国には司法制度を整備し国民の裁判を受ける権利を保障すべき義務があるのですから、**国が国の費用をもって法律扶助制度を運営し、弁護士に適正な報酬を支払うべきことは当然です。**

現段階では、法律扶助制度の範囲の拡大には慎重であるべきです。

日弁連の総会決議案では、給付制への移行、弁護士報酬の適正化と並べて、法律扶助制度の範囲の拡大を訴えています。

給付制への移行と弁護士報酬の適正化は車の両輪ですが、一方で、**財源の裏付けのないままに給付制を実現し、しかも法律扶助制度の範囲を拡大するときは、弁護士の報酬の適正化が犠牲になることは、容易に想定されます。**

法律扶助制度の範囲の拡大をいうのであれば、**まずは日弁連法律援助事業によって弁護士会費で運営されている事業があることを強く訴えたうえで、日弁連法律援助事業の公費化等に限定すべきです**

意見書案には「実態調査」が反映されていません。

日弁連はこれまで「報酬適正化を訴えるためには実態調査が不可欠である」として、何年もかけて会員に協力を求め、詳細な実態調査をしてきたはずですが、しかし、肝心の報酬適正化を求める総会決議案で、その調査結果が反映されていません。執行部は実態調査の結果を明らかにするとともに、これを総会決議案に反映させるべきです。

【カンパ/洗口座】三井住友銀行伊丹支店 普通預金「5055933」 「変えよう会 会計 武本夕香子」

「変えよう！会」のメーリングリストにぜひご登録ください！

お名前・所属単位会・登録期をご明記の上、件名「変えよう！会ML」で tsai676@nifty.com にメールをいただければ幸いです。変えよう！会ホームページは<http://www.change-nichibenren.com/>

